

第 2 7 回議会運営委員会記録

令和 4 年 8 月 3 0 日

【開催日】 令和4年8月30日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時27分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	宮本 政志
委員	伊場 勇	委員	笹木 慶之
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	高松 秀樹	副議長	中村 博行
議員	山田 伸幸		

【事務局出席者】

局長	河口 修司	局次長	島津 克則
主査兼議事係長	中村 潤之介	議事係書記	若野 みちる

【付議事項】

- 1 令和4年第3回（9月）定例会に関する事項について
 - (1) 会期案について
議案名・・・資料1
 - (2) 特別委員会の中間報告
 - (3) 人事案件（人権擁護委員）について
 - (4) 請願書の取扱いについて・・・資料2
 - (5) 議事日程案について・・・資料3
 - (6) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・資料4
- 2 山陽小野田市議会アドバイザーについて・・・資料5
- 3 申し入れ書（山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議また委員会等、市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますようお願いいたします。）・・・資料6
- 4 山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正及び申し合わ

せ事項の一部改正について・・・資料 7、8

5 その他

(1) その他

(2) 全員協議会の開催日

午前 10 時 開会

大井淳一郎委員長 おはようございます。ただいまより第 27 回議会運営委員会を開会いたします。お手元にあります付議事項に従って進めてまいりますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。まず、付議事項 1 点目、令和 4 年第 3 回（9 月）……（発言する者あり）そうやった、忘れちゃった。山田議員から委員外議員として出席したいとの申出がありました。これを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）山田議員、ごめんね、何度も。失礼しました。それでは、付議事項 1 点目から始めたいと思います。令和 4 年第 3 回（9 月）定例会に関する事項について、説明を求めます。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは、(5)まで一括で説明させていただきます。まず会期案についてです。9 月 2 日から 9 月 27 日のまでの 26 日間の会期としたいと思います。件名については、資料 1 を御覧ください。資料 1、1 ページ、2 ページになります。この度の市長提出議案は、全部で通常議案 21 件、諮問 3 件、報告 1 件の合計 25 件になります。総務文教常任委員会所管が 3 件、民生福祉常任委員会所管が 6 件、産業建設常任委員会所管が 9 件、一般会計予算決算常任委員会所管が 3 件、人事案件として諮問が 3 件、そして報告 1 件となります。2 ページにある行政報告は、また後ほど議事日程で御説明します。続いて、(2)特別委員会の中間報告です。デジタル化推進特別委員会の中間報告をしたいと委員長から申出がありましたので、本会議初日、9 月 2 日に行うようになろうかと思っています。(3)人事案件（人権擁護委員）についてです。こちら先ほど、議案の件名のところで説明した三つについてを、申し合わせ

事項62と63により行います。62により即決、63により挨拶はなしということになるかと思えます。続いて、(4)請願書の取扱いについてです。資料2からなります。請願が二つ出ております。1ページ目から3ページ目までが請願の一つ目になります。件名を申し上げます。「市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂くことを求める請願書」ということで、紹介議員は伊場議員、前田議員、そして請願者が、3ページに記載がありますが末永様から出ております。そして、4ページが請願の二つ目になります。「飼い主のいない猫の不妊、去勢手術費に対する支援補助金の創設を求める請願書」ということで、紹介議員は長谷川議員、藤岡議員、宮本議員、請願者は吉村様から出ております。これは、後ほど付託委員会を決定していただけたらと思えます。続いて、(5)議事日程案についてです。資料3を御覧ください。今までの(1)から(4)を総じての説明になりますので、御確認をお願いします。まず、9月2日金曜日、午前10時から本会議を開会しまして、会期の決定を行います。その後に諸般の報告を行います。この行政報告が先ほど資料1の2ページの最後にありました行政報告になります。大学関連の決算概要と計画概要になるかと思えます。そして、事務局から議会に関する事務報告があります。その後、特別委員会の中間報告となります。これは、先ほど述べたものになります。終わりました、報告1件を報告及び質疑。質疑までとなります。それが終わりました、これも先ほど説明しました諮問3件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決で、即決になります。終わりました、議案21件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託。そして、請願2件の委員会付託報告となります。この度は決算委員会になりますので、本会議終了後、一般会計予算決算常任委員会全体会を開催し、総括説明となります。9月3日土曜日、9月4日日曜日は休会となります。週が明けまして、9月5日月曜日から9月7日水曜日までが、委員会の開催になります。委員長に確認したところ、3日間とも午前9時からの開会ということでしたので、時間をそのように入れております。5日月曜日は総務文教常任委員会と一般会計総務文教分科会を第2委員会室で、民生福祉常任委員会と一

一般会計民生福祉分科会を第1委員会室で、6日は総務文教常任委員会と一般会計総務文教分科会を第2委員会室で、産業建設常任委員会と一般会計産業建設分科会を第1委員会室で、7日水曜日は民生福祉常任委員会と一般会計民生福祉分科会を第2委員会室で、産業建設常任委員会と一般会計産業建設分科会を第1委員会室で予定しています。続いて、2ページになります。9月8日木曜日は、当初の予定どおり委員会予備日を設定します。そして、9月9日金曜日と、10日土曜日と11日の日曜日の休会を挟みまして、12日月曜日から15日木曜日まで、午前9時30分から一般質問を予定しております。この度、通告者は10人でしたので、後ほど、日にちの開催日と人数の割り振りをお願いします。16日金曜日は、議事整理のため休会です。17日土曜日から19日月曜祝日までも休会です。20日火曜日も議事整理のため休会となります。21日水曜日は、午前10時から一般会計予算決算常任委員会全体会となります。22日木曜日は、議事整理のため休会です。23日金曜日から25日日曜日までが祝日、土、日で休会。26日月曜日は、議事整理のための休会となります。そして、最終日27日火曜日は、午前10時から本会議を開会しまして、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして、閉会中の調査事項についてとなります。会期26日間の議事日程の説明を終わります。

大井淳一郎委員長　ただいま(1)から(5)まで報告がありました。一つ一つ確認していきたいと思います。まず(1)会期案についてですが、資料1にあるとおり、議案の件名と付託先が書いてあります。今報告があった限りですが、会期案についてはよろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）では、以上とします。続きまして、(2)特別委員会の中間報告です。これは、初日に行います。確認ですが、この中間報告に対し、質疑とかがあるんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということです。委員長、よろしくをお願いします。この件もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、(3)人事案件（人権擁護委員）です。これは申し合わせ事項62、63により行うということで報告がありましたが、

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、(4)請願書の取扱いについてです。資料2のとおり、今回は請願が2件出ておりますが、付託先を決めないといけません。まず、「市民の安心と安全を守る為、鳥獣被害防止総合対策をして頂くことを求める請願書」についての付託先を決めたいと思いますが、皆さんから意見を求めたいと思います。

森山喜久委員 産業建設常任委員会がいいと思います。

大井淳一郎委員長 産業建設常任委員会が適当ではないかということですが、皆さん、そちらに付託するというのでよろしいですか（「はい」と呼ぶ者あり）。では、以上とします。続きまして、もう1件の請願、「飼い主のいない猫の不妊、去勢手術費に対する支援補助金の創設を求める請願書」ですが、こちらについてはいかがでしょうか。

森山喜久委員 こちらについては、民生福祉常任委員会ですらよろしいと思います。

大井淳一郎委員長 民生福祉常任委員会との意見がありましたが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）民生福祉常任委員会に付託すると決定しました。続きまして、(5)議事日程案についてです。先ほど、中村主査から報告があったとおりですが、1点、決定しておきたいことがあります。それは一般質問の日程です。一応5枠、つまり5日間設けておりますが、今回は10人になります。一般質問の日程自体は3日間になるかと思えます。4人、4人、2人なんです、ここで腹案です。9月9日からとなっておりますが、実は先ほど話がありました請願が2件出ており、その審査等もありますので、9月9日からの日にちではなくて、9月12日から3日間ということで、いかがでしょうか。9月12日が4人、9月13日が4人、9月14日が2人になろうかと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）特にないですね。では、9月12日から一般質問です。事務局に確認します。もし請願審査等の日程が入れば委員会が入るんですが、今回の場合、9月9日は、現時点で

は一応休会という扱いでしょうか。

中村議会事務局主査兼議事係長 これまで一般質問を行わない日は、休会扱いにしておりましたので、今のお話だと9日、そして15日が休会扱いになろうかと思います。

大井淳一郎委員長 ということですが、先ほど申しあげましたように、委員会等が入ってくる可能性がありますので、休会日ですが、予定はなるべく入れないようにと、各会派に持ち帰って話していただければと思います。それでは、そのほか、議事日程案について皆さんから確認したいこと等がありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

宮本政志副委員長 事務局に確認したいんですけど、結構大きな台風が既に発生して、昨日の昼ぐらいの予報では、月曜日は暴風だったけど、昨日の晩と今日の朝は、予報としては暴風からまた少しずれていたんです。仮に、9月5日の月曜日にそういった大型台風が直撃で来ているとします。そういうときは、例えば執行部が市役所に出勤できんとか、議員でも近くの人はいいけども遠くからでしたら非常に危険だとかというときには、どのような手続になっているんですか。つまり、自己判断で、議会だから、会期中だから来るのか。あるいは、何らかの形で議員に今日はありませんという連絡があるのか。あるいは議会で議員は全員そろっているとか各委員会の委員がそろっているとかの場合、執行部の担当者が災害で来られないというときの対応はどうなるのか。9月定例会は台風が多いんで、その辺りをお聞きしときたいと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 答えの一部までしか即答できるところがないんですけど、会議規則を改正して、議会側における欠席の届けは、ここにある列記されているものとその他やむを得ない事由となりました。昔はここが事故になっていたと思います。事故というのが、一般的には災害による交通途絶とかも全部入っていますので、その状況に応じて欠席

ってなれば、議会側としては当然届出が要ると思います。執行部側の出席は、本会議について出席要請を出したら、執行部側は出ないといけませんけれども、委員会は法的拘束力がないので、開催自体はしても問題ないかと。ただ、説明できないから審査が深められないということが、今、副委員長のおっしゃっている懸念の部分ではないかと思しますので、そこは、執行部に確認させていただいてもよろしいですか。

宮本政志副委員長 執行部というよりも、例えば欠席届という前提で、来る委員がおったとしても、仮に来られないということで来ていない委員がおった、委員会で過半数がそろってなくて、定足数を満たさず成立しないような場合は、例えば、議長なり事務局なりかはちょっと分からんけれども、その判断で、危ないんだから、今日はもう委員会は開催しませんとか、そういうことが、過去になかったですか。何かそういうものの根拠はないのかな。

島津議会事務局次長 過去にそういったことはないんですけども、実際に来られない場合、委員、議員がそろわない場合などは、議長なりで延会の宣告をしていただいて、会議を先に延ばしてしまうという措置をすることができます。（発言する者あり）そうなります。（発言する者あり）

大井淳一郎委員長 そうなると思います。そのほか、よろしいですか。それでは、議事日程案についても以上とします。それでは、(6)陳情・要望書等の取扱いについてです。

中村議会事務局主査兼議事係長 (6)陳情・要望書等の取扱いについてです。資料4を御覧ください。この度、陳情・要望書が2件出ています。まず、件名を申し上げます。「中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」ということで、井田様から出ております。これが1から4ページまであります。5ページ目が、二つ目の陳情になります。「地域社会に貢献するシルバー人材セ

ンターの決意と支援の要望」ということで、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会、それと連名で、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センター様から出ております。この2件の調査委員会の決定をお願いします。

大井淳一郎委員長　それでは、2件についてまず調査委員会を決めたいと思います。まず、「中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情」ですが、このように全国一律に全国の市議会に出されているものについては、調査委員会を決定しないという取扱いですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今回もそれで決定したいと思います。続きまして、「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望」ですが、シルバー人材センターからの件に関するものについては、通常、産業建設常任委員会が対応していたと思うんですが、今回も産業建設常任委員会に調査を依頼するということよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのようにさせていただきます。それでは、市民からの要望書（ザ・シギカイ）ということがあるんですが、これはどういう……（発言する者あり）ごめんなさい、これはないんかいね、失礼しました。私のちょっとミスプリです。2件でしたね、失礼しました。それでは、先ほどの発言は取り消します。それでは、2番の山陽小野田市議会アドバイザーについて、資料5です。

中村議会事務局主査兼議事係長　資料5を御覧ください。山陽小野田市議会アドバイザーについてです。4月に長内先生に、既に委嘱を済んでおりまして、もうお一方については事業計画書の件がありまして、先生と詰め作業をさせていただき、了承を得られましたので、この度その先生のお名前とプロフィールをここに載せているものです。これまでお願いしておりました江藤俊昭先生になります。現在、大正大学社会共生学部公共政策学科の教授でいらっしゃいます。その他主な役職等と著書調書は、こちらに記載のあるとおりであります。もし、議会運営委員会で委嘱を

決定しましたら、直ちに決裁して、委嘱状の送付を行いたいと思います。
あと、委嘱の日にち等も皆さんで述べていただけたらと思います。任期は変わらず1年間になります。よろしくお願いします。

大井淳一郎委員長 山陽小野田市議会アドバイザーについてですが、江藤先生に引き続きお願いしたいんですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）引き続き委嘱するということです。それで、日にちですが、いつからにしましょうか。今日が8月30日ですので、切りのいいところで、9月1日ぐらいからにしますか。そういうので問題ないんですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、9月1日からということで決定したいと思います。それでは、市議会アドバイザーについては以上とします。続きまして申入書です。「山陽小野田市議会6月定例会以降に開催されます本会議または委員会等市議会が定める公開される会議の撮影を許可していただきますよう申請いたします」といった内容の申入書ですが、これについては、前回から懸案事項になっているところです。資料6、これは、こちらから説明……（発言する者あり）

中村議会事務局主査兼議事係長 これは、以前の回から継続案件で審査しているものになります。申入書として樋口様から出ております。最初に、取り上げた委員会の回次を、すみません、覚えておりませんが、もうそのときに既に申入書は皆さんにお渡ししていると思います。内容としては、撮影を許可していただきたいという申請でありました。この度付けている資料6については、前回、口頭で説明しました板橋区議会の会議の撮影及び録音許可申請書を載せております。板橋区議会に確認して、こちらに載せることのできることを得ておりますので、そのまま載せています。1枚目が申請書に当たりまして、このような項目を記載していただくようになっていくという例でお示ししています。2枚目が、撮影、録音に当たっての遵守事項が記載されています。最後に、議長の署名によって許可、不許可を出している模様です。一般的なサンプルという形式で提示させていただきました。あとは、本市の議会として、このような申請書

を設けるべきかどうか、どういう項目を載せていくべきなのかが大事なところではないかと思います。あわせて、本市は傍聴規則の中に、手続を一切必要としないものとするという規定があります。とはいえ、撮影のときは議長の許可が必要という文言が残っていますので、この辺りも議運の皆さんで議論していただかないといけない部分になるのかなと思います。材料という言い方をしたら失礼ですけど、事務局として提示しましたので、議運で御議論いただけたらと思います。

大井淳一郎委員長 今、説明がありました。まず資料6にあるように、板橋区の申請書に基づいて、議長が最終的には許可しているということで、遵守事項について何らかルールを設定すべきではないかといったことが前回までの議会運営委員会の中でありました。その項目について、議論するかどうかということと、傍聴規則では特別な手続を要しないと書いてあることとの整合性があります。結局、これは、もし手続を必要としないということを守るのであれば、撮影の場合も、何も手続を取らないでやんなきゃいけないという運用になるんでしょうか。もし改正しない場合は、その話ですね。要は撮影したいといったときに、傍聴の手続は一切不要だと規則に書いてあることとの整合性を図るならば、撮影するときも、特に、何か許可とかそういった、例えば板橋区のように申請書に書かなくてもよいという話になるんですかね。少し補足していただければと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 法制面での確認が必要になってこようかと思っています。本市は、一切の手続を不要とすると傍聴規則にうたってあります。とはいえ、撮影のときに、議長の許可が必要という文言が残っています。この残っていることが、そもそもいいのかどうか。残っていたとして、一切の手続というのが傍聴のことであって、撮影は別のものだという解釈ということで、その申請には、議長が認めるには材料が要るから申請書が必要であるという考えにもなるかと思っています。参考に申し上げますと、板橋区議会は、傍聴のときの手続がまだ残っています。で

すので、今、当然申請のときに、必要な情報を書いていただくということが残っていても、何ら不思議ではないかなと思います。法制面でその確認がまだ取れていないので、うちの一切の手續不要ということが撮影にも影響してくるのかどうかは、確認が必要な部分かもしれません。

宮本政志副委員長 板橋区は傍聴規則で残しているということは、残したほうがいい理由か何かあるのかな。その辺り、もし把握しておったら教えてほしいんですけど。その辺はまだ聞いていないかな。

中村議会事務局主査兼議事係長 その経緯までは確認していません。

伊場勇委員 頂いた資料の中には、許可を取りましたよと分かる名札や腕章等を常に着用することと書いていますけど、これも、傍聴規則に鉢巻き、腕章類は付けないというか、これに当たらないと思うけど、何かこれも紛らわしい書き方かなと思っていて、その辺も考えなきゃいけないと思うんですが。

中村議会事務局主査兼議事係長 ここに記載のある腕章というのは、示威的行為をしない、要はアピールのようなものをしないという意味だと思います。現在、報道関係が撮影で入られることがありますけど、その方たちは、自ら報道関係者であることが分かる程度の腕章をされています。その違いだと思います。

笹木慶之委員 今、傍聴の手續のところは、一切の手續を必要としないものとなっていますが、傍聴人の守るべき事項第7条第7号に、撮影又は録音しないことという項目があるんです。ここで、ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでないという条文があります。これとの関係はどのように思っちゃってんですか。先ほどの件と併せて。

大井淳一郎委員長 これは、先ほど中村主査が言われた、第3条では、一切の

手続を必要としないと書いてある一方で、笹木委員が言われた、第7条の第7号では、録音、撮影または録音しないこと。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでないということの両方があるので、整合をどう取るかということですよ。笹木委員が確認の意味で聞かれたんですけど、いま一度言っていただくと助かります。

中村議会事務局主査兼議事係長 繰り返しになって申し訳ありません。もう一度、条で言います。本会議に関しては傍聴規則になります。第3条では、「会議の傍聴に関する一切の手続は必要としないものとする」となっていますが、笹木委員がおっしゃったように、第7条で傍聴人の守るべき事項の第7号の中では、「撮影または録音しないこと。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない」となっております。この文言によりますので、報道関係者の方が撮影されるときには、事務局なりに連絡があって、それを議長にお伝えして、本会議で、議長が「撮影の申出がありますので、これを許可します」と言い切ります。つまり、諮らずに議長が許可するという文言になっています。このままいくとした場合ですけど、その場合に、申請、手続等が要るんじゃないかという話に議会運営委員会ではなかったの、前回、板橋区の内容を口頭で説明して、この度は、申請書をサンプルとして出させていただいたということです。こういう手続を定めるのであれば、定めましょうね、ただ、懸念事項として、本市は一切の手続を不要とする、つまり、必要としないものとするとしているところとの整合性が、法制面から少し考える時間が要るんじゃないかというのが、さっきの説明であります。あわせて、板橋区議会については、住所等の規則があるので、板橋区議会の規則を読み上げますと、第1条に、「板橋区議会の議事を傍聴しようとする者は、議会事務局から傍聴券を受け取り、これに自己の住所氏名を記入の上、会場受付係に示し、係員の指示に指示する席に着くものとする」とあり、住所、氏名の記入を設けています。なので、本市とそこの条件が違うところも併せてお考えの上、議論していただきたいということをお先ほどの説明で申したつもりです。

笹木慶之委員　そこで、今おっしゃったけれども、現行の第7号の撮影又は録音ということは、報道関係に限定されていないんじゃないですか。

中村議会事務局主査兼議事係長　笹木委員がおっしゃるとおりです。

笹木慶之委員　ですから、まず前提論として、手続は必要としないということなんだけど、それは条件を課してのことですよ。ところが、それを解く場合には、議長の許可が要るということですから、当然ここで手続論が出てくると理解します。ただ、問題は、板橋区議会が決めておる次の文言については、この定めの中にはないんですよ。とすれば、それは新しく入れるかどうかという議論になってくるんじゃないかなと。分けて議論しないといけないんじゃないかなと思いますが、どうでしょうかね。

（発言する者あり）もっと具体的に言いましょうか。何か腕章がどうだこうだという、その後の付け足しの問題、それは私どもの傍聴規則の中には、そういう表現はないんですから、そうしようとすれば、新たに設けなくちゃならんんじゃないかなという気がします、ということです。

大井淳一郎委員長　今日なかなか結論を出しにくい感じがするんですが、今日皆さんにお含みいただきたいのは、今までの議論を聞いて、要は第3条と第7条第7号の整合性をどうするかということです。第3条にある一切の手続を必要としないとしているものを、板橋区のようにすると、本市のが昔に戻っちゃうんですよ。傍聴券に住所等を書いて箱に入れると、ちょっと利便性がよくないよねということで——今はコロナ禍のため書いていただいているんですけれども、第3条は改正したので、コロナがなくなった場合に、その後はもうフリーでできます。ただし、それをやると、今度、撮影許可はどうなるのかということが問題となるんですが、先ほどこういう考え方もあるということで説明がありました。要は傍聴と撮影は別物だと考えるのであれば、傍聴する際には、一切の手続は不要だけど、撮影という一步踏み込んだ行為をする場合には、何らかの申

請書を書くということも言えるんじゃないかという解釈もできるかと思いますが、これについては、事務局としても法制執務というか総務課に確認が必要だという説明だったと思います。

宮本政志副委員長 今、大井委員長が言われるのは分かります。ただ、傍聴の中でも、傍聴するだけと傍聴時に撮影と録音というのが合わさるかというのがあるんで、前提が傍聴と撮影、録音というのをまるっきり線を引いて分けるとなると、議論がまた少し難しくなってきますよね。分けるのか、あるいは単なる傍聴、それから撮影、録音も含まれるのかというのを会派に持ち帰ってやらんと、今どうこうというのが難しいね。

伊場勇委員 あと、傍聴に来た人が、分かりやすいように写真、撮影するとか録画するというのは、必ず申請し、許可が要るんだということが分かりやすい何か貼り紙みたいなものが、入り口か傍聴席の近くに必要じゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 そうですね、こういう申請書を書くならね。

伊場勇委員 そういうのも含めて、運用のときにぐちゃぐちゃにならんようにする必要はあるかなと思います。

山田伸幸議員 議会事務局に確認したいんですけど、現行は、口頭の通告だけで許可しているんでしょうか。

大井淳一郎委員長 報道のことやね。

山田伸幸議員 撮影ですね。

島津議会事務局次長 テレビ局名や新聞社名を頂いた上で、撮影の申込みがありましたら、口頭で申請があり、議長から許可を頂いております。

大井淳一郎委員長 あくまでも撮影は許可という手続を取っているってことで
すね。問題は、今の陳情で上がっているのは、一般の市民も報道関係者
と同じようにやるんだけど、申請書を書くと個人情報の収集とかの関係
で問題があるので、一般の方も報道関係者と同じように口頭で許可とす
れば、この規則で運用上は特に問題ないんですかね。そこも確認したい
と思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 さっき笹木委員のところでもお答えしまし
たが、全て傍聴人という考え方になります。つまり、報道と一般で分ける
ものはありませんので、現在の運用のままでいけば、もちろん口頭で言
ったら議長がそのときに判断せざるを得ない状況、要は議長判断しかな
くなってしまいます。報道と同じような申込みがあれば、後は、許可す
るかどうか、それだけで、判断するところは何もないということです。

大井淳一郎委員長 今までの話がいろいろ出ましたので、それらを皆さんで持
ち帰って整理していただいて、次回以降で決めたいと思います。よろし
くお願いします。それでは、付議事項4点目、山陽小野田市議会政務活
動費の交付に関する条例の一部改正及び申し合わせ事項の一部改正につ
いてです。これは、政党会派に関することだったと思いますが、これに
ついて説明してください。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは、付議事項4になります。資料7、
8です。条例と申し合わせ事項、これらは会派の関係ですので一括にさ
せていただきました。まず、資料7です。これは、山陽小野田市議会政
務活動費の交付に関する条例を、分かりやすいように新旧対照表で載せ
ています。右側が改正前で、アンダーラインを引いているところが改正
後になくなるということになります。改正前を読み上げます。「市は、
市議会における会派（3人以上の議員で組織する団体で議長に届け出た
ものをいう。以下同じ。）及び会派に属していない議員に対して、政務

活動費を交付する。」。改正後には、「3人以上の議員で」から「以下同じ」までの部分が全てなくなり、読み上げますと、「市は、市議会における会派及び会派に属していない議員に対して、政務活動費を交付する。」という文言で提示しております。次、資料8、申し合わせ事項になります。これは、会派の成立要件の記載の部分の改正になります。改正前、現在が、「会派は、3人以上の議員で組織し、議長に届け出たものとする。」となっております。議運では既に政代会派については、2人で認めるという結論がもう現在出ておりますので、改正後を読み上げますと、「会派は、3人以上の議員又は同一の政党に属する2人の議員（当該政党に係る公職選挙法第86条の4第4項の証明書を添えて立候補の届出をした者に限る。）で組織し、議長に届け出たものとする。」という文言に改正しています。一旦、条文の説明だけにしておきます。もし、疑問点があれば、質疑で対応したいと思います。続いて、資料8の裏になりますが、あわせて、便覧の中に付けております会派結成届の様式も改正が必要かということで提示しております。結成届の枠の外に注意書きで、これまでは「所属議員数は、3人以上必要である。」という文言がありました。これが変更になりますので、注意書きの1として、「同一の政党に属する2人の議員が届け出る場合は、当該政党に属することを証する書面を添えなければならない。」文言は違いますけれど、これが先ほどの会派の成立要件のところにあった部分を意味するものになります。「ただし、当該書面を選挙管理委員会に提出している議員はこれを省略できる。」ということで、積極的な提出でなく、こちらから確認できるような文言も添えているという解釈でよろしいかと思えます。以上になります。

大井淳一郎委員長 前回までの議論で、条例と申し合わせ事項の関係で指摘があったところで、便覧の126ページにあります山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例の第2条で、会派の定義みたいな感じで括弧書きで書いていました。他市議会を見ると詳しく書いているところはないということを受けて、括弧を外す代わりに申し合わせ事項のほうに会

派の要件として、立候補の届出をした者に限るといった内容を加えて説明すると。ここまでを前回までで確認して、事務局で整理していただいたところ。これについて、要は、政国会派は認める方向になったんだけど、それを裏づける申し合わせ事項や条例の改正が必要なので、今回、事務局で整理してもらったものの報告を受けたわけです。皆さん、これを直すことについては、特によろしいですか。

宮本政志副委員長 元をただすと、この要望は公明党やったかいね、それとも議員2人の個人で出してきたんかいね。そこを確認したいんやけど。

中村議会事務局主査兼議事係長 会派見直しの要望については、公明党の議員お2人の連名で出ています。（発言する者あり）そうなります。

大井淳一郎委員長 そうです、はい、公明党です。

宮本政志副委員長 この要望書が出てきて、一度でも議運に出席して、質疑を受けられたりとか説明されたりとかがあるのかなと思ったけど、まだ1回も出てこられんですね。政党の定義がこの間から議論になっていて、当該政党に係るうんぬんって書いていますが、公明党が今回この要望書を出したときに、もちろん、この辺りも根拠を持って要望書を出していると思うんで、一応公明党において政党に対する根拠とはどういうものかをお聞きして、判断したいなと思います。ただ、判断といっても政国会派を認めるかどうかは、もう前回で認めることで一致していますから、これに関しては、別に否定しませんけど、公明党が政党の定義をどういう根拠として持って、要望書に含まれたのかをお聞きしたいです。そういう、考えなんですけれどね、委員長。

大井淳一郎委員長 確認ですけど、一度、公明党には来ていただいて、説明していただきました。ただし、副委員長が言われているように、政党の意義についてはまだです。これを最終的に確認したいということですので、

私から声を掛けて……はい、併せてどうぞ。

伊場勇委員 立候補の届出のときに当該政党に入っている場合を想定して記載されていますけど、例えば任期中に無所属の人間が、もちろん違う政党に入っている人間が新しい政党には入ることで2人以上になったというところは、もうこれはもう認めないという形のように取れるんですけども、そういうことですよね。

大井淳一郎委員長 途中からの扱いです。

中村議会事務局主査兼議事係長 申し合わせ事項の文言ではそうなっておりますので今、議運の皆さんでそこを決めていただくしかないと思います。ただ、宮本副委員長が政党の根拠もおっしゃっていたので、それも踏まえてからの議論になるのではないかなと思っています。提示した文言は今そのように見えると思います。

大井淳一郎委員長 伊場委員が言われたように、文言を素直に読めば、途中からは当てはまらないと読めると思いますが、ただ、それも踏まえて副委員長が確認したいことがあるということで、まず次回以降で呼ぶということでもよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、この件については、以上でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上とします。それでは、その他です。その他と言いながら、確認したいことが幾つかありますので、積み残しの件を1件ずつ確認したいと思います。まず、水の持込みの件です。議場に水を持ち込むことについては、方向性としては一致していたんですが、最終的な議運決定としたいと思っています。間違いがあれば、事務局あるいは委員から指摘していただければと思いますが、前回までの議論を踏まえるならば、蓋付きのペットボトルの水に限り、議場に持ち込むことを認めると。それは執行部も含めて認めるということだったと思いますが、そのほか何か決めていなかったかな。どうでしたか。ごめんなさい、間違っていたらいけないんで。

中村議会事務局主査兼議事係長 実際に飲まれるタイミングですね。本市議会は30分に一度ぐらい休憩を取っていますけど、休憩のときのみにするのか、随時可能とするのかがまだはっきり決まっていなかったように思います。

大井淳一郎委員長 これまでの議論を見ると、咳こむことがあることからすれば随時になるかと思います。あとは紙コップの持込み等なんですけど、この辺はもう議員に任せますよね。議員判断に任せましょう。あくまでも持込み可なんで、持ち込まなくてもいいわけですから、持ち込まなきゃいけないという意味ではないので、その点も踏まえて。ですから、今日確認するのは、蓋付きのペットボトルの水に限り、議場に持込みをオーケーとすると。タイミングは随時でオーケー、紙コップ等については、議員の判断に委ねるといったことを議会運営委員会で決定したいと思いますが、ごめん、何か間違ったかな。

島津議会事務局次長 恐らくペットボトルというのは、こぼれないようにするためという配慮があるんだろうと思います。議席のところにはマイク等の機器もありますので、紙コップを置かれて、その他の書類によって倒れてこぼれるのは、機器的にもまずいかなとは思いますが。

大井淳一郎委員長 ラップ飲みになりますね、そうなる。紙コップはあんまりよくないんじゃないかということですね、ペットボトルということは。

宮本政志副委員長 そうすると、紙コップとかのコップ自体を禁止するかしないかというような議論になってもあれなんで、その辺りもまた議員の判断でいいんじゃないですか。

島津議会事務局次長 それはもちろん議員にお任せします。そんなにこぼれることもないでしょうから、お任せしたいと思います。

大井淳一郎委員長 紙コップ等については触れないようにしましょう。触れないっちゅうか、紙コップがいいとか悪いとか、決定の中では。その辺は判断に委ねるといふ……（「触れんと悩むよね。まあ、ええか」と呼ぶ者あり）だから、自主的判斷ってそういうことなんです。だから、蓋付きペットボトルの持込みオーケー、随時飲んでいいと。これを決定しましょう。

山田伸幸議員、紙コップを持ち込んでしまうと、注ぐという行為が必要になってきますよね。そういったときに音が出ますよね。

大井淳一郎委員長 そう、それはあると思います。

伊場勇委員 傍聴の方は出入りができるから、飲料は基本的に駄目だということでもいいですね。

大井淳一郎委員長 そうですね、傍聴の方は含まないということですね。そういうことになります。

笹木慶之委員 その件はいつからオーケーするんですか。

大井淳一郎委員長 今日、決めたので9月定例会でいいと思います。

笹木慶之委員 9月定例会からでいいんですね。それも含めて決定してもらわんと。

大井淳一郎委員長 今日の報告は全員協議会でやりますので、初日の頭からになるといふ思います。では、以上とします。続きまして、委員会等をネット中継しているわけですが、その運用をいま一度しっかりと確認しておきたいといふ思います。便覧の175ページを御覧ください。山陽小野田市議

会における本会議等の映像及び音声に係る情報の取扱いに関する規定というものが 있습니다。この規定は、第1条ですが、山陽小野田市議会における本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会、これは本会議等と、以下そのように定義づけるわけですが、その映像及び音声に係る情報の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとするということで、現在はユーチューブでこれらの配信、本会議は別のシステムによってパソコン上で見られるようになっており、もちろんスマホでも見られるようになっております。現状を申し上げますと、ユーチューブはそのほかに政治倫理審査会等についても配信されているところですが、この中に政治倫理審査会は入ってこないということがあります。ですから、今後、政治倫理審査会等が設置されることになりましたら、やはりこのネット中継になじむか、この規定にそぐわないんじゃないかといったことが考えられますので、いま一度、まずこの点を議会運営委員会の中でしっかり確認しておきたいと思ひまして、提案させていただきました。いかがでしょうか。皆さんの意見を求めたいと思ひます。

伊場勇委員 政治倫理審査会は案件にもよりますけれども、非常にセンシティブなところもあるかと思ひますし、ユーチューブで流していますが、ユーチューブはこちらから消すといった手続等々、ユーチューブ側の事情等もいろいろあつたりもするし、いきなりユーチューブ側で消してしまうところもあるかと思ひます。そういうことを考えてみると、今、デジタルタトゥーというところも考えていく必要があるのかなと思ひますので、今までどおり、この規定には政治倫理審査会は入れずに、政治倫理審査会はインターネットとかで公開しないと。議事録で残りますので、そちらで確認していただけたらと思ひます。

大井淳一郎委員長 まず、前提論で確認したいのは、政治倫理審査会は公開であるということで、傍聴は許しております。議事録というか調査報告書等できちっと公開の場、公開というかそういった資料については、ホームページにアップするということは大前提ですが、それに加えて中継し

ていたんです。ところが、この規定によると、政治倫理審査会は含まれておりませんので、ネット中継——ネット中継というのはあくまでもこちらがサービスとして提供しているものでございまして、何か法的な義務があるわけではないということです。伊場委員が言われたように、政治倫理審査会はこの中に入っておりませんので、また近いうちに政治倫理審査会が設置されることがあっても、ネット中継はしなくてもいいんじゃないかということです。それを決定したいと思うんですが、特に、文言には入らないと思いますんで。休憩しましょうか。それではちょっと時間がたちましたので、暫時休憩したいと思います。換気のため、暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時5分 再開

大井淳一郎委員長 それでは、委員会を再開します。その他のところで、ネット中継の取扱いについてということで、第1条を見ますと、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び全員協議会以外は入ってこないという関係から、政治倫理審査会はネット中継になじまないんじゃないかと、入ってこないんじゃないかということを確認したいんですが、これについて意見を求めたいと思います。いかがですか。

笹木慶之委員 現状では、現行のままでいいんじゃないかなと思います。

大井淳一郎委員長 現状というと、どういうことですか。中継……（「入らない」と呼ぶ者あり）ああ、入らないということですか。文字を素直に読めばということですね。それでは、これまでは中継していましたが、今後は、政治倫理審査会、そのほかの会議、今はしていませんよ、実際していませんが市民懇談会とか、ああいうこともネット中継はしないと

いうことでよろしいですね。それを確認したいと思います。

山田伸幸議員 政倫審が中継されない根拠というか、その辺についてはきちんと説明できるんでしょうか

大井淳一郎委員長 先ほどから言っておりますように、第1条に政治倫理審査会が入っていないからです。そうです。これまでがちょっと規定外にやっていたということになります。先ほど言いましたように、もちろん公開です。

山田伸幸議員 通常、公開となると、中継によるものも含まれると一般的に考えられているんじゃないですか、公開の中にね。政治倫理審査会は公開するとなっていますよね。だから、その中にそういうネット中継も含まれるんじゃないかという考え方が通常ではないんかと思うんですが、いかがですか。

大井淳一郎委員長 事務局、この辺り、公開イコールネット中継なんかというのを。

中村議会事務局主査兼議事係長 地方自治法の何条だったかな……115です。すみません、便覧をお持ちでしたら36ページになります。本市基本条例にも会議の公開という項目がありますが、まず大原則として地方自治法のここにある「議事の公開の原則」というところになろうかと思えます。読み上げますと、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。」。ただし書以降は秘密会のことなので省略します。自治法上の公開の意味というのが、傍聴の自由と報道の自由と会議録の公開、この三つが公開の3原則と言われております。これまでも、ユーチューブに関しては、言い方は別として、サービスのものとして言ってきました。それが一つと、委員長からありましたように、本市の映像の規定上は、政治倫理審査会が現状含まれていないというこの2点から、政治倫理審

査会に関してはユーチューブでの配信は必要ではないというところで議論が進んでいるのではないかと思います。

大井淳一郎委員長 いいですか。（「うん」と呼ぶ者あり）それでは、そのように決定したいと思います。続きまして、同じ規程なんですけれども、映像配信の期間について、第3条第4項になりますが、「映像配信の期間は、当該本会議等が終了した日のおおむね4日後から1年間とする。」と書いてあります。ところが、現状では、厳密に言えば本会議も3年分ぐらい残っています。それから、ユーチューブについては、始まった平成21年からずっと残っています。この規定と運用上どうしていくのかを決めたいと思います。ずっと残っているんですよね。本会議が3年分というのは、サーバというか容量の関係で3年ということで、別に3年残しちゃいけないというわけじゃないんですが、極端な話12年ぐらいユーチューブの映像は残っています。ここの映像期間の配信についても、この際ですから、議会運営委員会の中で確認したいと思います。

伊場勇委員 まず、システム上残しているその3年程度のものというのは、古いものから委託しているところが消していつているのか、消すようなシステムになっているのか。その辺どうなんですか。

島津議会事務局次長 実際の運用上ですが、定期的に消しているわけではなくて、今おっしゃられたように、委託先のサーバがいっぱいになりますので、何年までという形で落としているということです。

大井淳一郎委員長 ちなみに第4条第3項に「保存」というのがありまして、3年までしかもたないんだけど、消したやつで、ただ、5年間は保存期間がありますので、これはCDかDVDか何かに落としているということですかね。5年間分。運用です。

島津議会事務局次長 議場で行われました会議については、全てCD-ROM

で保存しております。

大井淳一郎委員長 CDって、音声ってことですかね。

島津議会事務局次長 すみません、DVDです。

大井淳一郎委員長 DVD-Rですよ。ユーチューブはもう、先ほど言いましたように、配信スタートからずっと流してあるんで、まだ保存していないということになります。これによっては、保存についても今後同じ対応になると思いますが、いかがですか。

宮本政志副委員長 期間を過ぎてユーチューブって、消してくださいって言うても消えんでしょう。実際その辺り、物理的に無理でしょう。

島津議会事務局次長 もしやるとしたら、1年以上前のものについては、こちらでデータをダウンロードして保存して、公開する部分をなくすという作業を行うことになります。

大井淳一郎委員長 ですから、ずっと残っている形になっています。そのほかありますか。山田議員、さっき手を挙げていたけど、よろしいですか。(発言する者あり)ごめんなさい。さっきの件でしたか。失礼しました。どうしましうかね。

山田伸幸議員 DVDで保存してある分については、例えば後でそれを視聴したいという申出があったときは、できるんでしょうか。

島津議会事務局次長 できるようになっております。

大井淳一郎委員長 そうでしょうね。そのほか。よろしいですか、というか、これなんですよ。だから、1年より前を全部消さなきゃいけないとい

うと、ちょっと極端かなというところもあります。だから、せめて本会議と併せて3年ということも運用上あり得るし。

山田伸幸議員 意見として、もし残すのであれば、前期までとしてはどうだろうか。

大井淳一郎委員長 前期までというのは、これはあくまでも意見ですけれども、ちょっとそれも踏まえて、結局この保存期間のところ規定の変更というか改正になってくると思います。

山田伸幸議員 今言ったのは、保存ではなくて公開です。

大井淳一郎委員長 配信ですね、失礼しました。ちょっと私が言い間違えました。配信のことです。一つの目安ですね。保存期間に合わせてもいいですよ、5年間と。だから、今だったら、保存しているものを見たいと思ったら、本会議が3年分しか入っていないので、4年前のやつを見たいと思ったら、一般市民の場合は、情報公開になるんだよね。それとも見せてくれと言ったら、すぐ見せてくれるんですか。その運用にも関わってくる。

島津議会事務局次長 もともと公開している映像等ですから、申出がありましたら、自由に見ていただくことができます。

大井淳一郎委員長 特に、情報公開の手続ではないってことですね。分かりました。それも踏まえて、第5条をちょっと教えてくださいませんか。第5条の発言で……（発言する者あり）ああ、聞こえたか。

島津議会事務局次長 先ほど「自由に」と申しましたが、一応口頭で議長に申し出れば、視聴できるということです。（発言する者あり）（「すみません」と呼ぶ者あり）

大井淳一郎委員長 第5条があるから。

島津議会事務局次長 すみません、この点については少し精査が必要かと思
います。第5条についてはです。

大井淳一郎委員長 これがある関係で、先ほどの発言とちょっとあれですよ
ね。ですから、ちょっとそれも踏まえて、配信期間と保存した映像の取扱い
について、ちょっと、また。

宮本政志副委員長 事務局にお聞きしたいんですけど、もともと平成26年に5
年間というのは、何か根拠があったんですか。例えば、何年間か保存し
なければならないというような、法律も、自治法にはなかったと思うん
ですけど、何かそういった根拠があって、多分この5年と定まったと思う
んよね。その辺り、もし分かれば、聞いとかなと、今度その期間を我々
の会派に持って帰って議論するとき、困るなと思って。もし分かれば
でいいですよ。

島津議会事務局次長 文書管理上、1年保存、3年保存、5年保存、それから
10年保存、永年保存すべきものというものが決まっておりますので、
それに照らし合わせて、これを作るときに5年にしたものと思われま
す。

大井淳一郎委員長 そうでしょうね、作るときに。今日、議論した成果があり
ましたので、これを踏まえて今後の配信と保存については確認し、最終
的な結論を出したいと思います。

高松秀樹議長 私から3点ほどあります。まず一つは、コロナ感染が非常に拡
大しております。今から、委員会がいろいろ開催されるんですが、その
際に、どうしても正副委員長や委員の皆さんは審査に没頭して、コロナ
禍であるものの換気のことを忘れがちですので、その際には、書記を含

めて事務局が委員長に換気の助言をしてほしいと思っております。2点目は、過去の定例会においても議運で度々申しておるんですが、一般質問において通告外の質問が散見されております。この9月議会についても、通告にしっかり従って行ってほしいと思っております。通告外の質問は行わないということを、再度この議会運営委員会で確認してほしいということです。最後ですが、9月27日に安倍元総理の国葬があります。国葬というのは、御存じのようにいわゆる国家に功労のあった人物の死に際して、国家儀式を行うというものであります。この国葬の是非は別にして、我が市議会として、このときに併せて黙とうを行うのか行わないのかということを、1回この場でしっかり協議して結論を出したほうがいいと思っております。

大井淳一郎委員長 日にちは、本会議最終日ということなんですか。（発言する者あり）今、議長から3点ありました。1点目と2点目については、換気の徹底です。これは書記等を通じて委員長に周知していただきたい。それから通告外の質問については、皆さんで各会派に持ち帰って、一般質問される議員に、この点をきちっと周知していただければということです。最後3点目、安倍元総理への黙とうをどうするか協議していただきたいということです。これについていかがでしょうか。ほかの委員からないですか。

宮本政志副委員長 黙とうしていいと思いますよ。ただ、これを全議員に決まり事として、すると決めるのは、今から議論が少し要るかなと思います。というのが、する必要がないと思う議員は、せんにやせんでいいんじゃないかなと思うんで、強制はできませんねという前提です。しかし、私は黙とうするべきだなと思っております。

大井淳一郎委員長 そのほかの委員の意見をお願いします。

伊場勇委員 私も宮本副委員長と一緒に意見です。

大井淳一郎委員長 そのほか、笹木委員、何かありますか。

笹木慶之委員 私、個人的には、やっぱり黙とうについて理解しますが、会派に持ち帰って、協議したいと思います。

森山喜久委員 私も黙とうしていいと思っています。

山田伸幸議員 これはすごく国民の関心もあるところで、反対の意思表示をされている国民も多くいる中で、本会議場においてするのは間違いであると思います。

宮本政志副委員長 笹木委員、今、議長から諮問という提案があったのに、個人的にはとおっしゃった。会派に持ち帰ってというのも分からんことはないんですけど、一応我々創政会としては、議運に出て、そのときに今日初めてお話が出ましたから、これは会派に持ち帰ることなく、ここに出席している私たちが会派を代表して判断して、発言しているんです。個人的な御意見おっしゃいましたけど、やはり会派に持ち帰って議論しないと、この場で回答を出せませんか。

笹木慶之委員 この類いの判断は、個々人の問題に係るものでありますから、やはり会派に持ち帰って協議するといいますか、意見を聞くのも一つの手じゃないかなと思っています。

宮本政志副委員長 委員長でも事務局でもいいんですけど、9月27日って、もう日程が決まっていますよね。そうすると今後の議運の開催予定をしっかりと組んどかんと、至誠一心会が会派に持ち帰って、いつ回答が出て、これを議論して、議運でというのが、27日の日程を過ぎるとあれなんで、その計画どう考えたらいいですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 議場でするかどうかを決めるということは議運で必要でしょうから、今おっしゃったように今定例会中にする、つまり国葬までの間にするのであれば、議運を開かないといけないのは当然だろうと思います。それ以外にも、先ほど御提示した資料7の条例改正も、最後に煮詰まれば多分上程になろうと。となると議案を出さないといけませんので、これは議運を開かないといけません。当然日程事項になりますから、議運を開かないといけません。というのがありますので、議運はどちらにしても今会期中に開かないといけないのではないかなと思います。あわせて、黙とうに関しては、もう既にされている議会もあるようです。県内の市議会でも、3市議会、他県でもされているところはネット上ではニュースにも出ていますので、日にちが27日が国葬であるからその日っていう議長からのお話だと思うんですけど、もう既にされているところ、まだ検討中のところ種々があるということは御理解いただけたらと思います。

宮本政志副委員長 だから、そういうことも含めてね、議運を開催しなきゃいけないわけですから、それがいつかまだはっきりしませんけども、その議運の開催のときに、至誠一心会は返答が出るという確認でいいですね。まだ、至誠一心会としては出ません出ません……

大井淳一郎委員長 今日はもちろんですけど、次の議運までをお願いしたいということですね。よろしいですね。

笹木慶之委員 協議すれば、すぐ結論が出ます。

山田伸幸議員 こういった問題が、やはり現時点では会派だけで、無会派の人も含めて、これはきちんと議論が必要ではないかなと思います。私は、本日ここに委員外議員として参加しておりますので発言しておりますけれど、ほかにも、それぞれ思いがありますので、そういうものも、やはり、聞くべきだろうと思います。

大井淳一郎委員長 手法はともかく、山田議員の言われるとおり無党派の意向も私が確認して、その上で最終的には議運で決定したいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかですが、議長、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）副議長もよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局はありますか。そうかごめんなさい。(2)、全員協議会の開催日。

中村議会事務局主査兼議事係長 その他(2)です。9月2日金曜日、午前9時30分から、前回の定例会の後からここまで決定した事項の全ての報告を委員長から行っていただきたいと思います。

大井淳一郎委員長 よろしいですね、全協いつもの感じで。それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午前11時27分 散会

令和4年（2022年）8月30日

議会運営委員長 大井 淳一郎